

改正

平成21年10月1日条例第28号

平成23年3月25日条例第6号

平成24年6月25日条例第22号

平成25年3月31日条例第30号

平成26年6月23日条例第15号

平成28年3月25日条例第7号

平成31年3月25日条例第12号

蕪崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

蕪崎市重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和52年9月蕪崎市条例第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費を助成することにより、重度心身障害者の精神的、経済的負担を軽減し、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳を交付された者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別が1級から3級までのもの

イ 重度の知的障害を有する者で、規則で定めるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の障害等級が1級又は2級のもの

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第2項に規定する1級又は2級の障害の状況にある者で市長の認定を受けたもの

（2） 保護者 重度心身障害者を現に扶養し、又は監護する者として市長が認定したものをいう。

(3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

(4) 医療機関等 次に掲げるものをいう。

ア 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

イ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

ウ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によりあん摩マッサージ師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

(5) 療養の給付等 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。

(6) 一部負担金 医療保険各法に規定する一部負担金（条例又は規則等でその割合を減じられているものは、その割合を減じたものをいう。）をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民票に記録されている重度心身障害者とする。ただし、市長が特別に認めた者については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設に収容されている者で、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができるもの

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給を受けることができる者

(支給制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 20歳以上の者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条又は第21条に規定する障害児福祉手当の支給の制限の要件に該当する者と同等な経済状態にあると市長が認定した者

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条から第8条までに規定する支給の制限の要件に該当する場合における当該児童

(医療費の助成)

第5条 市長は、対象者の疾病及び負傷に関して、医療保険各法に規定する療養の給付等が行われた場合は、当該療養の給付等を受けた者が負担すべき一部負担金の額を助成する。ただし、医療保険各法の規定により高額療養費若しくは高額介護合算療養費が給付される場合、医療保険各法の規定による附加給付金がある場合又は法令等の規定による公費負担金額がある場合は、その額を控除した額とする。

(医療費の助成方法)

第6条 医療費の助成は、対象者又はその保護者の請求に基づき、前条に規定する助成の額を当該対象者又は保護者に支払うものとする。

2 前項に規定する助成の請求は、療養の給付等を受けた日の翌月の10日から2年以内に行わなければならない。

3 市長は、山梨県内に住所を有する医療機関等（第2条第4号ウ及びエに規定する者を除く。第9条において同じ。）から助成の額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けたことをもって、当該情報の提供に係る対象者に対する助成金の支給に関し第1項の請求を受けたものとみなすことができる。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、対象者（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が山梨県内に住所を有する医療機関等で療養の給付等を受けた場合（受給者証を提示しないで療養の給付等を受けた場合その他の規則で定める場合を除く。）は、対象者又はその保護者に支給すべき助成金の額の限度において、当該対象者又はその保護者が当該医療機関等に支払うべき費用を、当該医療機関等の請求に基づき、当該対象者又はその保護者に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。

5 前項の規定により、市長が当該医療機関等に対し支払をしたときは、当該対象者又はその保護者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

6 第1項に規定する助成の請求及び支払の方法について必要な事項は、規則で定める。

(療養の給付等に係る費用の算定方法)

第7条 この条例による療養の給付等に係る費用の額の算定は、健康保険法第76条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより行うものとする。

(受給資格の認定申請等)

第8条 医療費の助成を受けようとする対象者又はその保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、受給資格を有すると認めたときは規則で定めるところにより韮崎市重度心身障害者医療費助成受給者証（以下この条及び次条において「受給者証」という。）を交付し、受給資格を有しないと認めたときは規則で定めるところによりその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、受給者証を亡失し、又は損傷した場合は、規則で定めるところにより再交付の申請をしなければならない。

（受給者証の提示）

第9条 受給者又はその保護者は、受給者が医療機関等で療養の給付等を受けようとする場合は、医療機関等に対し受給者証を提示しなければならない。

（届出の義務）

第10条 受給者又はその保護者は、第8条第1項の規定により申請した事項に規則で定める変更が生じたとき、受給資格を喪失したとき、又は療養の給付等の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者又はその保護者は、毎年10月に規則で定めるところにより前年の所得の状況を市長に届け出なければならない。ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の受給に関し、同法の規定により、毎年所得の状況を届け出なければならないこととなっている者については、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する前年の所得状況について、受給者又はその保護者から公簿等による調査の同意を受けて確認することができるときは、その届出を省略させることができる。

（受給資格の更新申請）

第11条 受給者又はその保護者は、原則として、5年ごとに規則で定めるところにより受給資格の更新をしなければならない。

（助成の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、療養の給付等の事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成を受けた場合において、当該助成を受けた者が第三者から損害賠償の支払いを受けたときには、当該助

成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- 3 市長は、第6条第1項の規定により助成の額を医療機関等に支払った場合において、その金額に第5条ただし書に規定する控除すべき額が含まれていることが判明したときは、その控除すべき額を限度として、その全部又は一部を本来その者が請求する代わりに医療保険各法に規定する保険者に請求し、受領することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告等)

第14条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給者等に対し報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、この条例による改正前の蕪崎市重度心身障害者医療費助成金支給条例の規定により受けた保険給付に係る医療費の助成金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、この条例による改正前の蕪崎市重度心身障害者医療費助成金支給条例第6条の規定により受給者証の交付を受けている者は、この条例による改正後の蕪崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定により申請したものとみなす。ただし、新条例第3条第1項に規定する対象者の要件に該当しなくなった者は、この限りでない。

附 則（平成21年10月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の蕪崎市老人医療費助成金支給条例の規定、第2条の規定による改正後の蕪崎市子ども医療費の助成に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の蕪崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の蕪崎市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成23年3月25日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 6 月25日 条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行し、第 2 条の規定による改正後の葦崎市下水道条例第 6 条の 7 の規定は、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年 3 月31日 条例第30号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月23日 条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葦崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費の助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月25日 条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葦崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月25日 条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葦崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。